入札公告の変更

令和元年８月19日

独立行政法人　海技教育機構

理事長　野崎　哲一

◎調達機関番号　604　◎所在地番号　14

○第７号

１　掲載日　令和元年５月15日（号外政府調達第７号）

２　変更内容　14頁３段目、１⑵中「④Ａ重油約220kℓ」を「④Ａ重油約260kℓ」に、「⑤Ａ重油約250kℓ」を「⑤Ａ重油約180kℓ」に、「⑥Ａ重油約270kℓ」を「⑥Ａ重油約260kℓ」に、「⑦Ａ重油約240kℓ」を「⑦Ａ重油約190kℓ」に、15頁１段目、５⑶中「④Fuel Oil A 220kℓ」を「④Fuel Oil A 260kℓ」に、「⑤Fuel Oil A 250kℓ」を「⑤Fuel Oil A 180kℓ」に、「⑥Fuel Oil A 270kℓ」を「⑥Fuel Oil A 260kℓ」に、「⑦Fuel Oil A 240kℓ」を「⑦Fuel Oil A 190kℓ」にそれぞれ変更します。

入札公告の取消

次のとおり入札公告に関する公示を取り消します。

令和元年８月19日

契約責任者

株式会社かんぽ生命保険　常務執行役

内木場信篤

◎調達機関番号　431　◎所在地番号　13

令和元年７月10日付（号外政府調達第47号・32ページ）掲載の入札公告に関する公示「モバイルワーク環境の構築」の公告を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年８月19日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房施設課長　佐久間佳枝

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第７号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　熊本刑務所庁舎収容棟等新営（建築）工事

⑶　工事場所　熊本県熊本市中央区渡鹿７―12―１

⑷　敷地面積　52,490㎡（庁舎敷地及び東宿舎敷地面積）

⑸　工事内容

ア　棟名　庁舎収容棟　建物用途　庁舎・収容棟　構造・階数　ＲＣ造６階　建築面積　1,637㎡　延べ面積　4,979㎡　工事種別　新築

イ　棟名　渡廊下　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　21㎡　延べ面積　０㎡　工事種別　新築

ウ　棟名　仮渡廊下１　建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　35㎡　延べ面積　０㎡　工事種別　新築

エ　棟名　仮渡廊下２　建物用途　渡り廊下　建築面積　０㎡　延べ面積　０㎡　工事種別　新築

オ　棟名　門衛所　建物用途　庁舎　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　24㎡　延べ面積　11㎡　工事種別　新築

カ　工事種目　建築一式工事

キ　その他　既存建物模様替、外構、取壊し、仮設

ク　工事範囲　上記工事（入札説明書による。）

⑹　工期　令和４年９月30日まで（指定部分（庁舎収容棟、渡廊下、仮渡廊下１、仮渡廊下２、門衛所、既存建物模様替、外構の一部及び取壊しの一部）は令和４年４月８日まで。）

⑺　使用する主要な資機材　コンクリート約6,300㎥、鉄筋約950ｔ、鉄骨約60ｔ、ガラス約500㎡

⑻　本工事は、入札時に工事の品質を高めることを目的とした技術提案を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う、施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。

⑼　本工事は、企業の技術力（技術提案を除く。）及び配置予定技術者の技術力について記述した競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出した者のうち、評価点合計が上位の者に限り技術提案を求める段階的選抜方式の適用工事である。

⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑾　本件入札手続は、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ）（https://www.geps.go.jp/））により行う。

なお、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。

おって、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）は、紙入札方式に限る。

２　競争参加資格

単体有資格者は下記Ａの条件を、共同企業体は下記Ｂの条件を満たしていること。

Ａ　単体有資格者

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

⑵　本工事の業種区分（建築一式工事）において、法務省の平成31・32年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　法務省の平成31・32年度における建築一式工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,200点以上であること。

⑷　平成16年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準を全て満たす本工事と同種又は類似の工事（以下「同種又は類似工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ア　同種工事

㋐　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）

㋑　構造　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造

Ｓ造については、建築基準法施行令第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。

ＳＲＣ造及びＲＣ造には、ＰＣ造及びPCa造を含む。

㋒　階数　地上４階建以上

㋓　建物規模　延べ面積3,500㎡以上

㋔　建築種別　新築又は増築（増築は増築部分が条件を満たすこと。）

㋕　工事種目　建築一式工事

㋖　施工期間　地業工事の着手から完成まで施工していること。

イ　類似工事

㋐　建物用途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設

㋑　構造　上記ア㋑に同じ

㋒　階数　上記ア㋒に同じ

㋓　建物規模　上記ア㋓に同じ

㋔　建築種別　上記ア㋔に同じ

㋕　工事種目　上記ア㋕に同じ

㋖　施工期間　上記ア㋖に同じ

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を本工事に専任で配置することができること。

ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。